

横須賀市立大塚台小学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は横須賀市立大塚台小学校(以下、大塚台小という)の保護者と教職員の会(以下、PTAという)である。

第2条 本会は事務局を大塚台小校内に置く。

第2章 目的及び活動

第3条 本会は次の目的をもって活動する。

- 1 保護者と教職員が協力し、家庭、学校及び社会における児童の健全な育成に努める。
- 2 保護者と教職員は、互いによい保護者、よい教職員となるよう努める。
- 3 保護者と教職員は、地域社会との交流を深め互いに協力しあえる関係を築くよう努める。

第4条 本会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1 家庭と学校との緊密な連絡により、児童の育成を図る。
- 2 児童の生活環境・教育環境向上に努める。
- 3 保護者と教職員の教養を高める場を工夫し、実現する。

第3章 方針

第5条 本会は自主的かつ民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 他の団体・機関の干渉は受けない。
- 2 特定の政党や宗教に偏らない。
- 3 営利的行為は行わない。
- 4 本会および役員の名で公の選挙活動を行わない。
- 5 教育および福祉増進のために活動する団体・機関に協力をする。
- 6 学校の教育活動を推進するため、保護者と教職員が積極的に協力し、討議し意見を述べ、また資料を提供する。
- 7 本会は、会員の全員参加を目指し活動する。

第4章 会員及び会費

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 大塚台小に在籍する児童の保護者及び教職員(全日勤務)。
- 2 全ての会員は平等の権利と義務を有する。
- 3 本会は横須賀市PTA協議会の会員となる。

第7条 本会の入会退会は次のとおりとする。

- 1 児童、教職員が本校に在籍し、本会への入会を希望する者は、入会届の提出をもって入会とする。
- 2 児童、教職員が本校から除籍した時をもって退会する場合は、退会届の提出を要さない。
- 3 転居、または会員の意思により退会を希望する場合は、退会届の提出をもって退会と

する。

第8条 会費

- 1 一世帯につき月額 300 円とする。
また、教職員は一会員につき月額 150 円とする。
- 2 会員の事情により、会費を免除することができる。会費の免除については、会長がこれを決定する。
- 3 年度途中の入会・退会の会費の徴収・返金については、細則に定める。

第5章 経 理

第9条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入による。

第10条 本会の経費は、総会において認められた予算に基づいて行われる。

第11条 本会の決算は、会計監査を経て総会で承認されなければならない。

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 推薦委員会

第13条 役員及び会計監査委員の候補者を選出する際には、役員、会計監査委員候補者推薦委員会(以下、推薦委員会という)を置く。

第14条 推薦委員の人数と、その選出方法は細則で定める。

第15条 推薦委員は、その任務が終了した時をもって解任される。

第7章 役 員

第16条 本会の運営にあたり、次の役員を置く。

- 1 会長は1名とし、保護者より選出する。
- 2 副会長は2～3名とし、保護者より選出する。
- 3 書記は2～3名とし、保護者より1～2名、教職員より1名を選出する。
- 4 会計は3名とし、保護者より2名、教職員より1名を選出する。

第17条 役員は推薦委員会において推薦され、総会の承認を得て決定する。

第18条 役員の任期は1年とし、兼任は認めないものとする。

第19条 任期満了後の再任は、これを妨げない。

第20条 役員の任務

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括するほか、総会及び運営委員会を招集し運営する。
- 2 会長は常置委員会の委員長及び副委員長を委嘱する。
- 3 会長は運営委員会の承認を得て、推薦委員を除く特別委員会の委員長及び副委員長を委嘱する。
- 4 会長は役員、会計監査委員選出のため、推薦委員会及び会計監査委員の集会を除く全ての集会に出席して意見を述べることができる。
- 5 副会長は会長を補佐し会長が諸事情により職務を遂行することが困難な場合においてはその職務を代行する。
- 6 書記は総会及び運営委員会の議事ならびに本会の活動に関する記録、集会の通知、その他会長の指示により事務的処理を行う。

- 7 会計は総会において承認された予算案に基づき、全ての会計事務を処理し、総会において会計監査委員の監査を経た報告を行う。
- 8 会計は予算の立案に協力し、本会の財産を管理する。

第 8 章 会計監査委員

- 第21条 本会の経理を監査するため、2名の会計監査委員を置く。任期は第18条、及び第19条に準ずる。
- 第22条 会計監査委員は推薦委員会において選出し、総会において承認されなければならない。
- 第23条 会計監査委員は年2回監査を行うこととし、必要に応じて随時監査を行うことができる。

第 9 章 運営委員会

- 第24条 運営委員会の構成は、次のとおりとする。
- 1 会長、副会長、書記、会計、各常置委員会の委員長及び副委員長
 - 2 校長及び教頭
 - 3 必要に応じて特別委員会の委員長及び副委員長
- 第25条 運営委員会の開催は、原則として月1回とする。但し、会長が必要と認めた場合、又は運営委員の3分の1以上の要請があった場合は、その都度開催する。
- 第26条 運営委員会の議案は、出席者の過半数の賛成により可決する。

第 10 章 常置委員会

- 第27条 常置委員会は、本会の活動に必要な事項について、調査、研究、企画立案し、実施する。
- 第28条 常置委員会について必要な事項は細則で定める。

第 11 章 特別委員会

- 第29条 特別委員会は運営委員会において、特別な事項の処理のため必要と認められる場合に設ける。
- 第30条 特別委員会は、その任務が終了した時をもって解散する。

第 12 章 総 会

- 第31条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とする。
- 第32条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- 第33条 定期総会の開催は、年度始め及び年度末とする。
- 第34条 臨時総会の開催は、運営委員会が必要と認めた場合、もしくは会員の10分の1以上の要請があった時とする。
- 第35条 総会は紙面によって開催することができる。
- 第36条 総会は委任を含め、全会員数の3分の1以上の参加により成立する。
- 第37条 総会の議案は、参加会員数の過半数の賛成により可決する。

第 13 章 細則の規程

- 第38条 本会の運営に関して必要な細則は、運営委員会の議決を経て定める。
- 第39条 運営委員会は細則を制定、または改案した場合、次期総会で報告しなければならない。

第 14 章 個人情報に関する規程

- 第40条 本会が目的とする活動の円滑な運営を図るために本会が保有する個人情報の適正な扱い及び個人の権利・利益を保護することを目的に、個人情報の取扱いについて定めるものとする。
- 詳細については別に定める。(横須賀市立大塚台小学校 PTA 個人情報保護規程)
- 第41条 運営委員会は個人情報保護規程を改正した場合、次期総会で報告しなければならない。

第 15 章 改 正

- 第42条 この会則を改正する場合は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。
- 第43条 改正案は総会開催の 1 週間前までに、全会員に周知する。

付 則

本会則は平成 15 年 5 月 21 日より施行する。

平成 17 年 5 月 18 日一部改定
平成 22 年 5 月 21 日一部改定
平成 23 年 5 月 18 日一部改定
平成 26 年 2 月 10 日一部改定
平成 30 年 4 月 1 日一部改定
令和 2 年 6 月 19 日一部改定
令和 3 年 5 月 23 日一部改定
令和 4 年 5 月 19 日一部改定
令和 6 年 5 月 13 日一部改定